

岩手県監査委員告示第33号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年9月26日
 - (2) 本監査実施日 平成24年11月13日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年12月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、岩手県所有の備品を固定資産として計上していたものが36件、21,117,972円及び固定資産に計上すべきものを計上していないものが1件、218,640円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理に当たり、平成23年度に購入した岩手県所有とすべき備品については、平成24年度末で整理をした。 また、本来固定資産に計上すべきものであった備品については、平成24年度末で固定資産に計上するとともに、今後は適正な物品の管理を行い再発防止に努める。